佐賀市森林整備計画書

佐賀東部地域

自　令和　８年　４月　１日

計画期間

至　令和１８年　３月３１日

佐　賀　県
佐　賀　市

目　　次

Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項
１　森林整備の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
２　森林整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４～５
３　森林施業の合理化に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

Ⅱ　森林の整備に関する事項
第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）
１　樹種別の立木の標準伐期齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
２　立木の伐採（主伐）の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７～８
３　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
第２　造林に関する事項
１　人工造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８～９
２　天然更新に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９～10
３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項・・・・・・・・・・・・10～11
４　森林法第１０条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の
基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
５　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育
の基準
１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・12
２　保育の種類別の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
３　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・・・・・・・13～16
２　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び
当該区域内における施業の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16～17
３　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
別表１、別表２・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18～19
第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針・・・・・・・・・20
２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策・・・・・・20
３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・20
４　森林経営管理制度の活用に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
５　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
第６　森林施業の共同化の促進に関する事項
１　森林施業の共同化の促進に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策・・・・・・・・・・・・・・21
３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・21
４　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項・・・22
２　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項・・・・・・・・・・22
３　作業路網の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22～24
４　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
第８　その他必要な事項
１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項・・・・・・・25～26
３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・26
４　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

Ⅲ　森林の保護に関する事項
第１　鳥獣害の防止に関する事項
１　鳥獣害防止森林区域及び当概鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止方法・・・・・27
２　その他必要な事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
１　森林病害虫等の駆除又は予防の方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
２　鳥獣による森林被害対策の方法（第１に揚げる事項を除く。）・・・・・・・・・・・・・27
３　林野火災の予防の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項・・・・・・・・・・・27
５　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項
１　保健機能森林の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
２　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項・・30
３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項・・・・・・・・・・・30
４　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項
１　森林経営計画の作成に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32～33
２　生活環境の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
３　森林整備を通じた地域振興に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33～34
４　森林の総合利用の推進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
５　住民参加による森林の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
６　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
７　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

（附）参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

１　森林整備の現状と課題

佐賀市は佐賀県のほぼ中央部に位置し、脊振山（標高１，０５５ｍ）、金山（９６７ｍ）雷山（９５５ｍ）等の脊振山系山麓をもって福岡県と境をなし、西部は天山（１，０４６ｍ）を頂点とする天山山系山麓が連なり、これらの地形急峻な山並みを水源とする神水川・初瀬川・鳴瀬川・柚木川・名尾川等の小河川が南流し嘉瀬川に合流し、市北部の中央を南北に流れている。また、支流沿いに耕作地が開け、集落が形成されている。

本市の総面積は４３，１８１haであり、うち森林面積は１７，６９０haで、総面積の４１％を占めている。民有林面積は１４，４５７haで、そのうちスギ、ヒノキを主体とした人工林の面積は１１，５３０haであり、人工林率は７９．８％で県平均の６７．２％を上回っている。（佐賀東部地域森林計画書）

特に、北部の富士町、三瀬村区域は昔からスギ、ヒノキの造林が盛んに行われており、齢級構成も高く、伐期を迎える林分も多く存することから優良材の生産を目標に、間伐や主伐・再造林等を促進することが重要であるが、林家の高齢化や林業収益性の低下等に伴う林業活動の停滞が課題となっている。このため、林業生産基盤の整備、森林施業の集約化、共同化等による低コスト林業に取り組み、森林の更新を進めていくことに加え、原木の付加価値を増加させるための加工流通を実現させ、森林所有者の所得の向上を図る必要がある。

本市の北部一帯に広がる森林は、林産物の生産又水資源の涵養、国土の保全、森林の保健休養の場等として森林の総合的機能の育成が必要である。

大和町の松瀬・梅野・名尾地区については人工林帯に加え、広葉樹が林立する天然生林の樹林帯も残っている。また、北部地域は北山ダムや嘉瀬川ダム周辺の森林を有機的に結びつけた森林とのふれあいの場として整備が進んでいる。

中西部の大和町の川上・久留間地区や中東部の久池井地区は郊外住宅地として土地利用されている地区であり、山地部は天然生の広葉樹林が広く存し、佐賀平野を一望できる保健風致に優れた森林である。

中東部の旧佐賀市の川久保・金立地区は、人工林による針葉樹林と里山林としての広葉樹林がほどよく調和しており、市民と森林とのふれあいの場としてさらなる活用を図る必要がある。また人工林については、公益的機能を重視した適切な保育も必要である。

２　森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林のおかれている自然的、社会的、経済的諸条件を勘案の上、森林の有する機能ごとにその機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿を、次のとおり定める。

森林の有する機能	機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、大気の浄化、騒音や粉塵等の影響を緩和し、良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林
保健･レクリエーション機能	観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有し、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・レクリエーション機能の維持増進を図る施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等が存在する森林、又はこれらと一体的になり、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林
生物多様性保全機能	一定の広がりにおいて、その土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されている森林
木材等生産機能	材木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備に当たっては、(1)で掲げる森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の適確な保全・管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病害虫や野生鳥獣被害の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林資源の整備及び保

全を図ることとする。

また、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営に欠くことのできない施設であり農山村地域の振興にも資する林道の整備を計画的に推進することとする。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化にも配慮する。また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉症発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靭化対策を推進する。

これらについては、森林組合等の林業事業体、林研グループ、森林総合監理士、林業普及指導員、森林所有者、森林管理署等との相互連携をより一層密にし、講習会等を通じて技術指導や普及啓発に努め、あわせて、佐賀県森林クラウドシステムを効果的に活用することで、総合的かつ効率的な森林整備の推進を図るものとする。

森林施業の推進方策に係る基本的な考え方は次のとおりとする。

ア　水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

水源涵養機能の維持増進を図るための森林として、樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な保育・間伐等を促進するとともに、伐期を迎えた森林の更新を図り、長伐期施業やモザイク的な小面積皆や複層林施業などを基本とする森林整備を推進する。

イ　土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図るための森林として、ダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、水源の涵養や土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山腹の安定等を図る必要がある場合には、山地保全対策に努め、国土の保全と安全で住みよい環境の整備を図る。

ウ　快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

快適環境形成機能の維持増進を図るための森林として、市民の快適かつ文化的な生活環境の保全のため、市民のニーズに応じて樹種の多様性を維持・増進する。

エ　保健文化機能の維持増進図るための森林施業を推進すべき森林

保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図るための森林として、生活環境の保全、保健、風致の保全等のための保安林の指定やその適切な森林管理を推進する。

また、とりわけ希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林等の属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。

オ　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

木材等生産機能の維持増進を図るための森林として、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた適切な造林、保育、間伐及びモザイク的な小面積皆伐の実施を推進する。

３　森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化については、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進する。また、森林経営の受委託等による森林経営規模の拡大、未整備森林の解消に向けた公的管理等の取り組みや、高性能林業機械の導入、路網整備を推進する。

Ⅱ　森林の整備に関する事項

第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

１　樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、であり、制限林の伐採規制等に用いられるものである。本市内の標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して以下のとおり定める。

なお、この標準伐期齢は、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるためのものではない。

樹種別の立木の標準伐期齢

樹　　種					
サガンスギ	ス　ギ	ヒノキ	マ　ツ	クヌギ	その他広葉樹
３０年	３５年	４０年	３０年	１０年	１５年

２　立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木を伐採（主伐）する場合においては、次に示す施業の方法に従って適切に行う。

施業の区分	標　準　的　な　方　法
皆　伐※1	①気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に考慮し、少なくとも２０haごとに保残帯を設け、適確な更新を図ることとする。 ②主伐の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し多様化、長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採する。 ③伐採跡地については、適確な更新を図るため、適地適木を旨として自然条件に適合した樹種を早期に植栽する。また、ぼう芽により更新を行う場合は、優良なぼう芽を発生させるため１１月から３月の間に伐採する。
択　伐※2	①単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものとする。 ②森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。 ③森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に適正な伐採を繰り返し、伐採率３０％以下（伐採後植栽を行う場合は４０％以下）を基準とする。

※１　主伐のうち、択伐以外のもの

※２　主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採するもの。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～カに留意する。

ア　森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ　森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないように、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ　伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ　林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び渓流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ　立木の伐採及び集材に当たっては、国が定める「主伐時における伐採・搬出指針」（令和５年３月３１日付４林整整第９２４号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこと。

カ　花粉症発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

３　その他必要な事項

特になし。

第２　造林に関する事項

１　人工造林に関する事項

人工造林は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

また、更新に当たっては、花粉症発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（サガンスギ等）の植栽、広葉樹の導入等に努める。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材需要にも配慮し、以下の樹種から選定することとし、木材生産等を念頭に置いた、スギ、ヒノキ等針葉樹やクヌギ等有用広葉樹のほか、特に生態系や景観の保全等を主たる目的とする場合には、地域に生育する母樹から育てられた苗木（さがの樹）を活用するなど、郷土樹種による造林を推進する。

なお、サガンスギをはじめとした、成長に優れた苗木や花粉の少ない苗木の増加に努める。

人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
サガンスギ、スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ他有用広葉樹及び郷土樹種

(2) 人工造林の標準的な方法

ア　人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹　種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本／ha）	備考
サガンスギ	疎仕立て	１，５００～２，０００	
ス　ギ	疎・中仕立て	１，５００～３，０００	
ヒノキ	中仕立て	２，０００～３，０００	
クヌギ	中仕立て	２，０００～３，０００	

イ　その他人工造林の方法

区　分	標準的な方法
地拵えの方法	林地の保全に配慮し、伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理する。ササ類等の密生地では必要に応じ除草剤による先行地拵えを実施する。
植付けの方法	正方形植えを基本とする。また、１～２年後に補植を行う。
植栽の時期	２月～４月に行うことを原則とし、秋植えの場合には、苗木の根の成長が鈍化した時期（１０月～１１月）に行うものとする。 コンテナ苗についてはこの限りではない。

なお、伐採・搬出と並行して地拵え・植え付けを行う一貫作業システムへの取組や、コンテナ苗やサガンスギ等（次世代スギ精英樹）の活用による低密度植栽の導入などにより、作業工程の効率化に努めるものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の更新については、森林の有する公益的機能の早期回復と森林資源の造成を図るため、皆伐に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内に、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し５年を超えない期間内に更新を完了すること。

ただし、保安林については、その保安林に定める指定施業要件に従い植栽すること。

２　天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

区分		樹種名
天然更新の対象樹種		針葉樹、カシ類、ナラ類、シイ類、クス、イスノキ、ホオノキ、ミズメ、シデ、ケヤキ、カツラ、サクラ類、カエデ類、センノキ、ミズキ、センダン、キリ等
	上記のうち、ぼう芽による更新が可能な樹種	カシ類、ナラ類、シイ類、クス、ホオノキ、ミズメ、ケヤキ、カツラ、サクラ類、カエデ類、センダン、キリ等

(2) 天然更新の標準的な方法

更新は、主としてぼう芽及び天然下種更新とし、林床の状況等から天然稚樹の発生、生育が不十分な箇所について必要に応じ更新補助作業を行うこととする。

ア　天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹　種	期待成立本数
針葉樹、カシ類、ナラ類、シイ類、クス、イスノキ、ホオノキ、ミズメ、シデ、ケヤキ、カツラ、サクラ類、カエデ類、センノキ、ミズキ、センダン、キリ等	１０，０００本／ｈａ

なお、伐採跡地の天然更新は、樹高０．３m以上の天然更新の対象樹種（前生樹及びぼう芽を含む）が、概ね上表の期待成立本数に１０分の３を乗じた本数以上成立している状態をもって更新完了とする。

イ　天然更新補助作業の標準的な方法

区　分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈り出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植え込み	植込みについては、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を１株当たり２～３本残すものとし、それ以外のものをかき取る。

ウ　その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新については、佐賀東部地域森林計画の「天然更新の完了判断基準」の調査方法に基づき更新状況を判断し、更新すべき立木の本数に満たない場合には、天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内とする。

３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

天然更新が期待されず、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、以下に掲げる要件の全てに該当する場合を基準とする。ただし、Ⅳの１で定める保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除く。

ア　現況が針葉樹人工林である。

イ　母樹となりうる高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない

ウ　周囲100m以内に広葉樹林が存在しない。
エ　林床に更新樹種が存在しない。

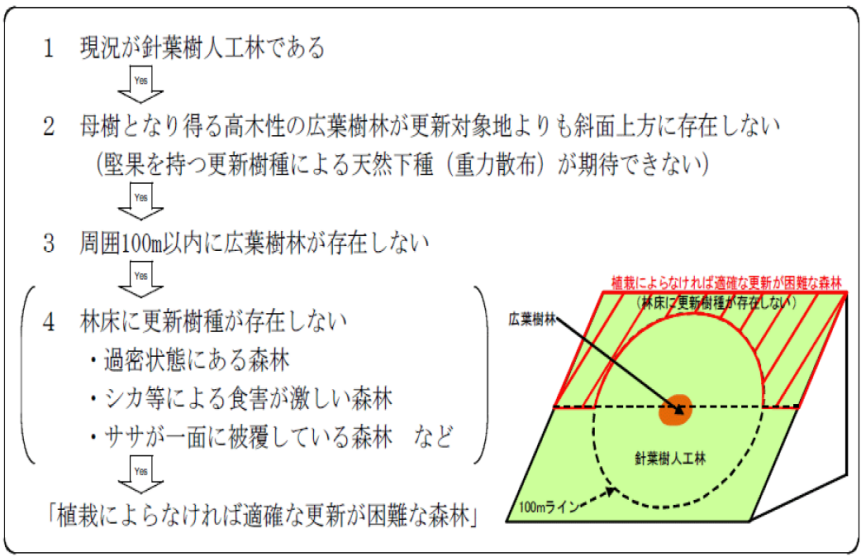

資料：「天然更新完了基準書作成の手引き（解説編）」（林野庁）より

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
(1)のとおり

4　森林法第１０条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第１０条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種
ア　人工造林の場合　　１の(1) による。
イ　天然更新の場合　　２の(1) による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数
天然更新が可能な森林の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新対象樹種の立木が５年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は、１０，０００本／ｈａと定める。
なお、当該対象樹種の立木は、５年生時点で３，０００本／ｈａ以上成立させることとする。

5　その他必要な事項

特になし。

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

立木の生育の促進並びに林分の健全化及び木材としての利用価値を向上するため、下表の内容を一般的な目安とし、植栽木の生育状況に応じて間伐を実施するものとする。

なお、高齢級の森林において間伐が必要と認められる場合には、立木の成長力に留意し、平均的な間伐実施時期の間隔に従って間伐を行うものとする。

また、間伐時期については、樹冠が相互に接している状態（うっ閉状態）となった時に初回の間伐を実施し、その後５～１０年ごとに生産目標等に応じて伐期に達するまで適時、適切に実施する。

また、施業の省力化・効率化の観点から、林分の状況に応じて列状間伐の導入に努める。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	植栽本数（本／ha）	間伐を実施すべき標準的な林齢（年）			標準的な方法
		初回	第２回	第３回	
サガンスギ	1,500	―	―	―	サガンスギの経営モデル①を利用する。植栽本数は1,500本の場合、間伐を省略することができる。
サガンスギ	2,000	20	―	―	サガンスギの経営モデル②を利用する。気象被害等に十分注意した上で、間伐率（本数率）は概ね40%以下とする。
スギ	3,000	16～20	21～25	26～30	下層植生が消失しているなど過密となっている林分では、間伐を実施するものとする。 間伐木の選定は林分構成の適性化を図ることを原則とするが、形質の良い木を主に残すようにする。 気象被害等に十分注意した上で、間伐率（本数率）は概ね40%以下とする。
ヒノキ	3,000	16～22	23～29	30～35	

２　保育の種類別の標準的な方法

保育は下表に示す内容を標準とし、実施に当たっては、個々の森林の育成状況に応じて適期かつ適確に行い、林木の健全な育成を促進する。

保育の種類別の標準的な方法

種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数		標準的な方法	備考
		１２３４５６７８９	10～15～20～25		
下刈り	スギ ヒノキ サガンスギ	（回数） １１１１１１ １１１１１１１ １１１		造林木が雑草木の被圧状態になる前に、作業の効率化・省力化に留意しつつ、全刈、筋刈、坪刈等の方法により実施し、造林木が被圧されなくなるまで行う。また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高など状況に応じて下刈り回数及び実施期間を縮減できる。	
つる切	スギ ヒノキ	←－－－－－－→ ←－－－－－－→		下刈りと併行又は下刈り終了後に、ツル類の繁茂に応じて効率的に行う。実施時期は6～9月。	
枝打ち	スギ ヒノキ	←－－－－→←－－→ １回目　　２～３回目 ←－－－－→←－－→ １回目　　２～３回目		枝下径が６～８㎝に成長したごとに行う。実施時期は11～3月。	
除伐	スギ ヒノキ サガンスギ	←－－－－－－－→ ←－－－－－－－→ ←－－－－－－→		目的樹種の完全成材の支障となる広葉樹、かん木類を除去する。造林木の状況により、形質成長の不良木を除去する。	

３　その他必要な事項

特になし。

第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域を公益的機能別施業森林として設定する。

１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）

ア　区域の設定

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林など、水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表１により定める。

イ　施業の方法

当該森林においては伐期の間隔の拡大を図るとともに、次の条件のいずれかに該当する森林については、モザイク的な小面積皆伐（10ha以下の伐採）を推進する。

森林区域については、別表２により定めるものとする。

なお、当該森林における伐期の下限は下表のとおりとする。

a　地形について

(a) 標高の高い地域

(b) 傾斜が急峻な地域

(c) 谷密度の大きい地域

(d) 起伏量の大きい地域

(e) 渓床又は河床勾配の急な地域

(f) 掌状型集水区域

b　気象について

(a) 年平均又は季節的降水量の多い地域

(b) 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域

c　その他

大面積の皆伐が行われがちな地域

森林の伐期齢の下限

樹　　種				
ス　ギ	ヒノキ	マ　ツ	クヌギ	その他広葉樹
４５年	５０年	４０年	２０年	２５年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林）

ア　区域の設定

ダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他災害の防備のための森林や、山地災害防止機能の評価区分が高い森林など、土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表１により定める。

イ　施業の方法

当該森林においては伐期を標準伐期齢の概ね２倍とする長伐期施業を推進するとともに、モザイク的な小面積皆伐（10ha以下の伐採）を行うこととし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

また、特に次の条件のいずれかに該当する森林については、択伐又は1ha未満の皆伐による複層林施業を行うこととする。森林区域については、別表２により定めるものとする。

なお、長伐期施業を推進する森林における伐期の下限は下表のとおりとする。

a　地形について

(a) 傾斜が急な箇所であること。

(b) 傾斜の著しい変異点を持っている箇所であること。

(c) 山腹の凹曲線部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。

b　地質

(a) 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。

(b) 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。
(c) 破砕帯又は断層線上にある箇所であること。
(d) 流れ盤となっている箇所であること。

c　土壌等

(a) 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌からなっている箇所であること。
(b) 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。
(c) 石礫地からなっている箇所であること。
(d) 表土が薄く乾性な土壌からなっている箇所であること。

長伐期施業を推進すべき森林における伐期齢の下限

樹　　種				
ス　ギ	ヒノキ	マ　ツ	クヌギ	その他広葉樹
７０年	８０年	６０年	２０年	３０年

(3) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(快適環境形成機能維持増進森林)

ア　区域の設定

地域住民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山林等の森林で、風や霧等の自然的要因の影響及び騒音や粉塵等人為的要因の影響を緩和し、気温や温度を調節する等地域の快適な生活環境の保全に資する森林又は地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林など、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表１により定める。

イ　施業の方法

当該森林においては伐期を標準伐期齢の概ね２倍とする長伐期施業を推進するとともに、モザイク的な小面積皆伐（10ha以下の伐採）を行うこととし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

また、次の条件のいずれかに該当する森林については、択伐又は1ha未満の皆伐による複層林施業を行うこととする。森林区域については、別表２により定めるものとする。

なお、長伐期施業を推進する森林における伐期の下限は下表のとおりとする。

a　都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林

b　市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林

c　気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林

長伐期施業を推進すべき森林における伐期齢の下限

樹　　種				
ス　ギ	ヒノキ	マ　ツ	クヌギ	その他広葉樹
７０年	８０年	６０年	２０年	３０年

(4) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健・文化機能維持増進森林（生物多様性保全を含む））

ア　区域の設定

観光的に魅力のある自然景観や植物群落を有する森林や、史跡・名勝が存在、又は、これらと一体的となり潤いのある歴史的風致を構成している森林であって、身近な自然や自然とのふれあいの場として住民等に憩いと学びの場を提供している森林、生物多様性保全森林については地域的に希少な生物が生育・生息する森林、陸地・水域にまたがって特有の生物が生育・生息する渓畔林を構成する森林など、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表１により定める。

イ　施業の方法

当該森林においては伐期を標準伐期齢の概ね２倍とする長伐期施業を推進するとともに、モザイク的な小面積皆伐（10ha以下の伐採）を行い、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、次の条件のいずれかに該当する森林については、択伐又は１ha未満の皆伐による複層林施業を行うこととする。森林区域については、別表２により定めるものとする。

なお、長伐期施業を推進すべき森林における伐期の下限は下表のとおりとする。

a　湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林

b　紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの

c　ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林

d　地域的に希少な生物の保護のため必要な森林（択伐に限る）

長伐期施業を推進すべき森林における伐期齢の下限

樹　　種				
ス　ギ	ヒノキ	マ　ツ	クヌギ	その他広葉樹
７０年	８０年	６０年	２０年	３０年

２　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

木材として利用することに適した樹木により構成され、その生育が良好な森林であって、地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林とする。木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表１により定めるものとする。

また、この区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を、「特に効率的な施業が可能な森林」として、別表１に併せて定める。

(2) 施業の方法

森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう努めることとする。森林区域については、別表２により定めるものとする。

なお、「特に効率的な森林施業が可能な森林」の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

３　その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

現在、森林法第１０条の１１第２項に定める施業実施協定の締結事例はないが、今後、森林整備を実施するうえで施業実施協定の締結が必要な場合には、森林所有者及び特定非営利活動法人等に助言を行い協定締結につなげることとする。

(2) その他

特になし。

別表１　森林の区域

区　分	森林の区域	面　積
水源涵養機能維持増進森林	（佐賀）　１～　６林班 （大和）　１～２６林班 （南山）　１～５０林班 （北山）　１～６０林班 （小関）　１～６４林班 （三瀬）　１～４０林班 ※上記のうち、保健・文化機能維持増進森林に区分する小班は除外する。	14455.21ha
山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	該当無し	—
快適環境形成機能維持増進森林	該当無し	—
保健・文化機能維持増進森林	（佐賀）１林班ロ12、14～20、22、28、70小班 １林班ハ6～7、46小班 １林班ホ1～3、5～7、12、15～23小班 （小関）１８林班オ12小班 （南山）２８林班オ100小班 （三瀬）４林班ロ3、4、8小班 ６林班ロ23、140～141小班 ３０林班オ118小班	64.75ha
木材生産機能維持増進森林	（佐賀）　１～　６林班 （大和）　１～２６林班 （南山）　１～５０林班 （北山）　１～６０林班 （小関）　１～６４林班 （三瀬）　１～４０林班 ※上記のうち、保健・文化機能維持増進森林に区分する小班は除外する。	14455.21ha
うち、「特に効率的な森林施業が可能な森林」	（大和）16、18林班 （南山）13、17、20～21、24、27、32、34～36、39、44、47林班 （北山）5、6、8～15、17、24、28、34、36～37、41～43、46、51林班 （小関）1～2、4～5、9、11～13、15～16、18、20～21、24～27、29、31～33、35、38～39、52～53、60林班 （三瀬）4、16、19、21、25、29、31、38林班 ※上記のうち、法指定がかかる小班は除外する。	2349.49ha

別表２

区　分	施業の方法	具体的な基準	森林の区域	面　積
水源涵養機能維持増進森林	伐期の延長	・標準伐期齢＋10年 ・皆伐20ha以下	―	―
	小面積皆伐	・標準伐期齢＋10年 ・皆伐10ha以下	（佐賀）　１～　６林班 （大和）　１～２６林班 （南山）　１～５０林班 （北山）　１～６０林班 （小関）　１～６４林班 （三瀬）　１～４０林班	14455.21ha
	更新を目的とした複層林施業	・標準伐期齢＋10年 ・伐採率40％以上70％以下	―	―
山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	長伐期施 小面積皆伐	・標準伐期齢×2 ・皆伐10ha以下	―	―
	択伐による複層林施業	・標準伐期齢×2 ・択伐30%以下 （・伐採後植栽を行う場合は40％以下） ・伐採区域面積1ha未満	―	―
快適環境形成機能維持増進森林	長伐期施業 小面積皆伐	・標準伐期齢×2 ・皆伐10ha以下	―	―
	択伐による複層林施業	・択伐30%以下 （・伐採後植栽を行う場合は40％以下） ・伐採区域面積1ha未満	―	―
保健・文化機能維持増進森林	長伐期施業 小面積皆伐	・標準伐期齢×2 ・皆伐10ha以下	―	―
	択伐による複層林施業	・択伐30%以下 （・伐採後植栽を行う場合は40％以下） ・伐採区域面積1ha未満	（佐賀） １林班ロ12、14～20、22、28、70小班 １林班ハ6～7、46小班 １林班ホ1～3、5～7、12、15～23小班 （小関） １８林班オ12小班 （南山） ２８林班オ100小班 （三瀬） ４林班ロ3、4、8小班 ６林班ロ23､140～141小班 ３０林班オ118小班	64.75ha
木材生産機能維持増進森林	通常施業	・標準伐期齢 ・皆伐20ha以下	（佐賀）　１～　６林班 （大和）　１～２６林班 （南山）　１～５０林班 （北山）　１～６０林班 （小関）　１～６４林班 （三瀬）　１～４０林班	14455.21ha

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林を適切に管理していくため集約化を進め、森林組合等林業事業体への長期施業の受託、森林の経営の受託等による森林の経営規模拡大を図るものとする。

２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等へ長期施業の受託等森林経営の委託の働きかけをし、施業集約化等に取り組む者に対して森林経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせんを行うことで森林の施業又は経営の受託等による経営規模拡大を図るものとする。

３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林組合等林業事業体が森林所有者と長期の施業の受託等森林の経営の受託を行うにあたり、契約方法及び立木の育成権の委任の程度等、森林所有者が森林の施業又は経営の受託等を実施する上で必要な事項を網羅した契約内容とする。

４　森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 森林経営管理制度の活用方法

森林所有者が自ら森林組合等林業事業体に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

(2) 森林経営管理制度の留意事項

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

５　その他必要な事項

特になし。

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項

１　森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の森林所有者は、大部分が５ha未満の小規模所有であり、森林施業を計画的、重点的に行うため、市、森林組合等林業事業体、森林所有者等により地域ぐるみで推進体制を整備するとともに、集落単位での森林の施業委託を図っていくこととする。

特に、林業労働力の中心的な担い手である森林組合への施業委託の推進により、資本の整備や執行体制の強化及び作業班の育成強化等実施体制の整備を図ることとする。

２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

施業の共同化による合理的な林業経営を促進するため、施業実施協定の締結を促進し、作業路網の計画的な整備、造林、保育および間伐等の森林施業を計画的かつ効率的に実施できるよう推進することとする。

また、不在森林所有者も含め森林施業の共同化に消極的な森林所有者に対しては、森林整備の重要性を啓発するとともに、森林施業の共同化について理解を深める機会を繰り返し設けていくことにより、林業経営への参画意欲の拡大を図り施業実施協定への参画を促進することとする。

３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、次の事項に留意しながら実施することとする。

(1) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。

(2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、森林組合等の林業事業体への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすること。

(3) 共同施業実施者の一人が(1)又は(2)により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせることのないよう、あらかじめ個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにすること。

４　その他必要な事項

特になし。

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

森林施業の効率的な実施に必要な作業路網の整備を積極的に行うこととし、傾斜や地質等に応じて高性能林業機械による作業システム等に最も効率的な路網配置を計画するとともに整備コストの縮減に努めることとする。

なお、効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準については、下表のとおりとし、木材搬出予定箇所に適用し、尾根、渓流、天然林等の除地には適用しないこととする。

効率的な森林施業を推進するための路網密度

区分	作業システム	路網密度（m/ha）		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地（ 0°～15°）	車両系	35m/ha以上	75m/ha以上	110m/ha以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系	25m/ha以上	60m/ha以上	85m/ha以上
	架線系	25m/ha以上	－	25m/ha以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系	16m/ha以上	44m/ha以上	60m/ha以上
	架線系	16m/ha以上	4m/ha以上	20m/ha以上
急 峻 地（35°～　　）	架線系	5m/ha以上	－	5m/ha以上

注１：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた機器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用する。

２：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

２　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を適宜設定し森林整備の推進に努める。

３　作業路網の整備関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア　基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、国が定めた林道規定（昭和４８年４月１日４８林野道第１０７号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成２２年９月２４日２２林整第６０２号林野庁長官通知）を基本として、県が定めた林業専用道作設指針に則り開設することとする。

イ　基幹路網の整備計画

当市の基幹路網について、地域森林計画に記載されている林道を含む基幹路網の開設・拡張に関する計画は下表のとおり。

基幹路網の整備計画

開設／拡張	種類	区分	位置		路線名	延長(km)及び箇所数	利用区域面積(ha)	前半5ヶ年の計画箇所	対図番号	備考
			大字等	字(林班)						
開設	自道車道	林道	三瀬村三瀬	小切	小切	0.7	25		開①	
		林道	三瀬村藤原	杉ノ本	杉ノ本	1.4	32		開②	
		林道	久保泉町川久保	鈴熊	西原后浦	2.5	34		開③	
		林道	久保泉町川久保	后浦	后浦支線	1.0	12		開④	
		林道	久保泉町川久保	鈴隈	鈴隈	1.8	12		開⑤	
		林道	富士町栗並	山神	嘉瀬１号	1.2	75		開⑥	
		林道	富士町古湯	三崎原	嘉瀬２号	0.8	90		開⑦	
		林道	富士町小副川	小川内	大野原西	1.8	110		開⑧	
		林道	富士町藤瀬	岳	神水川	1.7	120		開⑨	
計		（９路線）				12.9	510			

改良	種類	区分	位置・大字等	路線名	延長(km)及び箇所数	利用区域面積(ha)	前半5ヶ年の計画箇所	対図番号	備考
改良	自動車道	林道	富士町市川	市川	0.1	83		改①	
		林道	富士町上無津呂	山神	0.1	54		改②	
		林道	富士町上無津呂	雷山	0.1	115		改③	
		林道	富士町上合瀬	雷山横断	1.6	1517		改④	
		林道	富士町古場	板の原	0.1	112		改⑤	
		林道	三瀬村三瀬	金山脊振	1.5	1178		改⑥	
		林道	富士町上無津呂	中の宇土	0.1	42		改⑨	
		林道	富士町市川	天山横断	2.1	509		改⑩	
		林道	富士町下合瀬	穴田	0.1	37		改⑪	
		林道	大和町梅野	桟敷～野口	5.4	205		改⑫	
		林道	富士町上熊川	彦岳	1.5	310		改⑬	
		林道	富士町杉山	佐賀北部	0.9	1832		改⑭	
		林道	金立町金立	金立山	1.2	118		改⑰	
		林道	富士町上無津呂	浮岳～羽金山	0.5	1497		改⑳	
		林道	富士町下無津呂	横道	0.1	64		改㉒	
計		（１５路線）			15.4	7673			
合計		（２４路線）			28.3	8183			

ウ　基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網の維持管理については、「森林環境保全整備事業実施要領」等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に維持管理することとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア　細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針を基本として、県が定める森林作業道作設指針に則り開設することとする。

イ　細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道は特定の林業者等が森林施業専用に利用する施設であるため、施設管理者は、必要に応じて一般の車両の進入を禁止するなど適正に管理をするように努める。

４　その他必要な事項

特になし。

第８　その他必要な事項

１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

長期にわたり持続的な経営を実現できる森林組合等林業事業体を育成するため、地域が一体となって安定的事業量の確保に努めるとともに、零細規模の事業体の組織化、施業の共同化等による経営規模の拡大及び林業機械化の促進、ICTを活用した生産管理手法の導入等による組織・経営基盤の安定・強化を推進するなど林業事業体の体質強化を図るものとする。

また、林業事業体の体質強化により作業間断時の就労に必要な施設の整備、広域就労の促進等により雇用の長期化・安定化を図るとともに、社会保険制度及び退職金共済制度等への加入や通年雇用化を促進し、就労条件の改善や、技能などの客観的評価の促進などによる処遇の改善を図る。また、事業体の安全管理体制の強化等による労働安全衛生の向上を図り、若年就業者にとって魅力ある労働環境の整備に努めるものとする。

(1) 林業労働者の育成

社会保障等福利厚生制度を整備し、労働条件の改善さらには雇用の安定化に努めるとともに、各種技術研修会の受講や視察を推進し、林業従事者の技術向上を図ることとする。

(2) 林業後継者等の育成

県内外の木材市況の動向把握に努め、情報を提供するとともに、木材消費の開拓について検討し、林業経営の魅力を高めるようにする。
さらに、各種林業補助施策の導入を検討し、林業の活性化を図るとともに、林業技術等の啓発、普及及び後継者の育成に努めることとする。

(3) 林業事業体の体質強化方策

本市の林業の担い手である森林組合等林業事業体においては事業量の拡大を図ることにより就労の安定化、近代化を図ることとする。

２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本市の森林の人工林は７齢級以上が大半であり、保育、間伐等の森林施業が最も必要な時期となっている。また、富士町・三瀬村の人工林は昭和３０年代から４０年代にかけて植林された山林が多く９齢級から１２齢級が大半であり、収益間伐や主伐期を迎えたものがほとんどである。

しかし、林業就労者は減少・高齢化の傾向にあるため、魅力ある林業をＰＲし生産性の向上、労働条件の改善等を図ることが必要不可欠である。

そのためにも高性能林業機械を導入し林業の機械化を行い、オペレーターを育成し林業における安全性の確保及び生産コストの削減を図ることとする。

(1) 林業機械を主体とする林業機械の導入目標

林業機械の導入目標について次のとおり設定することとする。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
造　林 保育等	伐　倒	チェンソー、ハーベスタ	チェンソー、ハーベスタ
	造　材	チェンソー、スイングヤーダ、 プロセッサ、ハーベスタ	チェンソー、スイングヤーダ、 プロセッサ、ハーベスタ
	集　材	林内作業車、フォワーダ	林内作業車、フォワーダ
	地拵、下刈	人力・刈払機	人力・刈払機
	枝打ち	人力	人力

(2) 林業機械化の促進方策

森林組合等によるハーベスタ、フォワーダ等の高性能林業機械の導入を推進し、林業施業の機械化を図るとともに、高性能林業機械のオペレーターの育成をするため、県等が実施する研修会等へ積極的に参加する。

3　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

流域を単位として計画的な木材生産を推進し、伐出の共同化の促進等により出材ロットの拡大を図るとともに、事業者が取り扱う木材は合法伐採木材等となるよう取組を強化する。

地域材の加工の低コスト化、高付加価値化を図るため、高性能機械の導入による製材工場等の近代化や高次加工工場の導入等に努めるものとする。

民有林及び国有林を通じ、また、川上から川下まで一体となって合理的な木材の生産・流通システムの確立を図るため、地域材の産地形成の推進などについて地域の林業関係者等の合意形成に努めるものとする。

林産物の生産・流通・加工・販売施設の整備計画は次のとおりとする。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の名称	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
木材供給センター	富士町大字栗並	12500㎥	1				組合
小中径木加工場	富士町大字古湯	4,400㎥	2				組合
製材工場　1	富士町大字下熊川	4,900㎥	3				法人
製材工場　2	富士町大字古湯	400㎥	4				法人
製材工場　3	富士町大字市川	400㎥	5				個人
製材工場　4	三瀬村三瀬	400㎥	6				個人
炭焼施設	富士町大字古湯	30t	2				組合
製材等工場				富士町大字栗並	15,000㎥	1	組合

4　その他必要な事項

特になし。

Ⅲ　森林の保護に関する事項

第1　鳥獣害の防止に関する事項

１　鳥獣害防止森林区域及び当該鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止方法

(1) 区域の設定（ニホンジカ等を対象）

設定無し

(2) 鳥獣害の防止方法（ニホンジカ等を対象）

設定無し

２　その他必要な事項

ニホンジカの目撃情報を収集し、生息が確認された際は、関係行政機関に報告するとともに、生息状況に応じ鳥獣害防止森林区域を設定し、鳥獣害の防止方法について定めることとする。

第2　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

１　森林病害虫の駆除又は予防の方法等

(1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。

なお､森林病害虫のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

(2) その他

(1) のほか、森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、県や森林組合、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりを行うこととする。

２　鳥獣による森林被害対策の方法（第１に掲げる事項を除く。）

鳥獣による森林被害対策について､鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成１９年法律第１３４号）等を踏まえ、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ､野生鳥獣の生息動向や森林被害の状況に応じた駆除活動の促進、被害対策の普及啓発等を図るものとする。

３　林野火災の予防の方法

林野火災の予防については、入林者が増加する春を中心として、防火意識を高める啓発活動を行うとともに、林野火災の拡大を防止するため、必要に応じ防火線、防火水槽等の施設を設置する。

４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する場合については、佐賀市火入れに関する条例（平成１７年１０月１日条例第１６２号）及び佐賀中部広域連合火災予防条例（平成１５年３月４日条例第１５号）を遵守するものとする。

５　その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

特になし。

(2) その他

森林の巡視の際は、火災の防止、有害鳥獣若しくは病害虫による被害の防止、風水害、その他災害による被害の防止に努めることとする。

また、森林の被害を防止するため、必要な保護標識等を設置するものとする。

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項

１　保健機能森林の区域

保健機能森林は森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により森林の保健機能の増進を図るべき森林である。

湖沼､渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の動向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林を保健機能森林として、下表のとおり設定する。

保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積(ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
金立地区	（佐賀） 1-ホ	16.6	16.6	－	－	－	－	
藤瀬・古場地区	（北山） ４７-ハ ５１-イ、ロ	24	23	0.8	0.2	－	－	２１世紀県民の森
関屋地区	（小関） １、２、３、４	47	38	7	0.6	1.4	－	
上熊川・古湯地区	（南山） 8-ロ、９-イ ９－ロ、４２ ４３－ロ、ハ ４４－イ ４５－イ、ロ	715	570	106	23	14	2	
大串・麻那古・上無津呂地区	（北山） ８、９－イ １０－イ、１８ １９、２０ ２１、２９ ３０－イ、ロ ３３、３４、３５	595	527	30	38	－	－	
関屋地区	（小関） １８	22	22	－	－	－	－	
山中地区	（三瀬） １２、１３、１４	254	174	38	28	14	－	
井手野地区	（三瀬） ２０、２１、２２	348	189	101	37	21	－	

２　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

保健機能森林の区域内においては、自然環境の保全に配慮しつつ、次に示す方法に従施業を実施するものとする。

造林、保育、伐採その他施業の方法

施業の区分	施　業　の　方　法
伐　採	択伐を原則とする。
造　林	伐採後は、速やかに、植栽又は更新作業をおこなうこととし、２年以内に更新を完了するものとする。
植　栽	植栽は、できるだけ多様な樹種構成となるよう配慮する。
保　育	当該森林は、特定施業森林区域であり、特定広葉樹林施業を推進すべき森林の保育の方法に従い行うものとする。

３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

次に示すところに従い、適切な施設の整備を推進する。

(1) 森林保健施設の整備

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の動向等を踏まえて下表のとおり整備を行うものとする。

森林保健施設の整備

施　設　の　整　備
①整備することが望ましいと考えられる主な森林保健施設 管理施設、キャンプ場、林間広場、遊歩道及びこれらに類する施設 ②森林保健施設の整備及び維持運営に当たっての留意事項 自然環境の保全、国土の保全に留意し、適切な利用者数の見込みに応じた規模とする。遊歩道は、利用者が多様な林相に接することができるよう配置するとともに、快適な利用がなされるよう、定期的に刈り払い等のメンテナンスを行う。

(2) 立木の期待平均樹高

対象森林を構成する立木の期待平均樹高(その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高））を下表のとおり定める。

立木の期待平均樹高

樹　種	期待平均樹高（m）	備　　考
ス　ギ	１８	
ヒノキ	１８	
その他	１４	

４　その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び国土の保全に適切な配慮を行うものとする。

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項

１　森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項に十分留意し、適切に行うこととする。

ア　Ⅱの第２の３の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ　Ⅱの第４の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ　Ⅱの第５の３の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第６の３の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ　Ⅲの森林病害虫の駆除又は予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区 域 名	林　班		区域面積 (ha)	備考
金立町大字金立 久保泉町大字川久保	(佐賀)	１～　６林班	435.88	
大和町大字松瀬、名尾	(大和)	１～　９林班	1006.81	
大和町大字梅野	〃	１０～１８林班	631.76	
大和町大字久池井	〃	１９～２２林班	123.96	
大和町大字八反原、川上、久留間	〃	２３～２６林班	204.37	
富士町大字下熊川	(南山)	１～　４林班	209.75	
富士町大字内野、上熊川	〃	５～１１林班	448.62	
富士町大字鎌原	〃	１２～１７林班	385.83	
富士町大字苣木	〃	１８～２３林班	294.45	
富士町大字市川	〃	２４～３１林班	987.88	
富士町大字杉山	〃	３２～３７林班	481.24	
富士町大字古湯	〃	３８～４７林班	625.89	
富士町大字畑瀬	〃	４８～５０林班	103.58	
富士町大字栗並	(北山)	１～　５林班	561.46	
富士町大字大串	〃	６～１０林班	347.53	
富士町大字大野	〃	１１～１４林班	268.05	
富士町大字中原	〃	１５～１７林班	103.20	
富士町大字麻那古	〃	１８～２４林班	643.46	
富士町大字下無津呂	〃	２５～ ２８林班	253.43	
富士町大字上無津呂	〃	２９～４５林班	1071.74	
富士町大字藤瀬	〃	４６～４９林班	313.02	
富士町大字古場	〃	５０～５５林班	534.29	
富士町大字下合瀬、上合瀬	〃	５６～６０林班	374.14	
富士町大字関屋	(小関)	１～３０林班	773.99	
富士町大字小副川	〃	３１～６４林班	900.73	
三瀬村杠	(三瀬)	１～　８林班	455.24	
三瀬村三瀬	〃	９～１８林班	687.93	
三瀬村藤原	〃	１９～４０林班	1226.98	

２　生活環境の整備に関する事項

特になし。

３　森林整備を通じた地域振興に関する事項

(1) 市産木材の積極的な活用

市産木材を公共建築物等の整備へ積極的に用いることで、木材需要の増加と森林整備の効率化、地産地消の推進を図る。

(2) 竹林整備と伐竹材の利活用

荒廃した竹林等を整備し、たけのこ生産竹林の再生や広葉樹林への転換を促し、地産地消の推進や山間地の景観向上を図る。

また、伐竹材をチップ化することにより利活用を検討する。

4　森林の総合利用の推進に関する事項

森林を保健休養、自然環境教育の場と位置づけて、自然と調和したさまざまな野外活動施設や遊歩道を整備し市民の憩いの森づくりを計画的に進める一方、水源涵養や災害の防備に資すべく山林の保育に努め、緑豊かな生活環境の保全と公益的機能の充実を図る。また、森林体験型学習会や市民参加による広葉樹の植林等を通じて、森林や緑化に対する市民の理解を促す。

5　住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

市民を対象として、自然の大切さとふるさとへの愛着をはぐくむため、公有林等を活用した特定広葉樹の植林や、森林体験学習を通した森づくりへの直接参加を推進するとともに、水源涵養機能、その他国土保全機能や生態系維持の観点から、適正な森林整備に努め、近隣の森林組合等林業事業体及び民間団体との連携強化を図る。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

森林の公益的機能の発揮のために、川上から川下の地域まで連携した森林整備の推進を図ることとする。

(3) その他

特になし。

6　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林所有者の探索や意向調査を実施し、森林の経営及び適切な管理につなげる。

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
三瀬村藤原	間伐	9.4ha	R1～R15年度
富士町上合瀬	間伐	12.0ha	R7～R12年度
三瀬村藤原	間伐	9.5ha	R7～R12年度

７　その他必要な事項

(1) 森林の管理の状況等から公益機能の維持･向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項

富士町小関地区の森林（１８林班２０．６５ｈａ）については、健全な森林状態を保つため、公的及び公共的に整備と管理を実施するなどし、森林の公益的機能である水源涵養、地球温暖化防止、保健休養の場等の機能が十分に発揮されるよう整備に努めることとする。

(2) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県などの指導機関、森林組合等との連帯を密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

(3) 市有林の整備

本市は、現在人工林を中心に１，８４８ｈａの森林を所有しており、人工林については、森林組合等林業事業体に保育、間伐等を委託し実施する。（佐賀県森林・林業統計要覧）

(4) 嘉瀬川流域森林環境林に関する事項

嘉瀬川流域の約２，０００haは、平成１６年度に「嘉瀬川流域森林環境林」として県に指定され、平成１８年から１０カ年計画で、自然林保護、林内歩道の整備、荒廃の恐れのある森林の整備や広葉樹の植栽、林内路網整備など、森林が持つ多面的機能が最大限に発揮できるような森林整備、施設整備を行っている。

特に人工林については、スギ、ヒノキ林の間伐等整備の促進、侵入竹林の除去や空間地の広葉樹植栽、作業道開設等の路網整備を行っている。

(5) 天山環境林及び北山環境林に関する事項

天山環境林及び北山環境林は、国土保全などの森林の持つ多面的機能が高いにもかかわらず、荒廃の恐れのある森林として、平成２５年度からの「第２次環境林」として県が選定している。この環境林においては、美しい景観や自然再生を目的に、スギ・ヒノキ林の間伐等整備の促進、侵入竹林の除伐や空閑地の広葉樹植栽等を県と協力して進めることとする。

(6) 佐賀市環境林に関する事項

大和町松瀬地区の森林（１林班４０．４９ｈａ、３林班７８．００ｈａ、４林班１０９．９０ｈａ）及び大和町名尾地区の森林（７・８林班１１５．３５ｈａ）については、第２次環境林に準じて森林の多面的機能の高度発揮が求められながらも､荒廃の恐れがあり森林整備の必要性が高い森林を「佐賀市環境林」として選定し、森林整備の加速化を図る。

（附）　参 考 資 料

サガンスギの経営モデル①

施業モデル

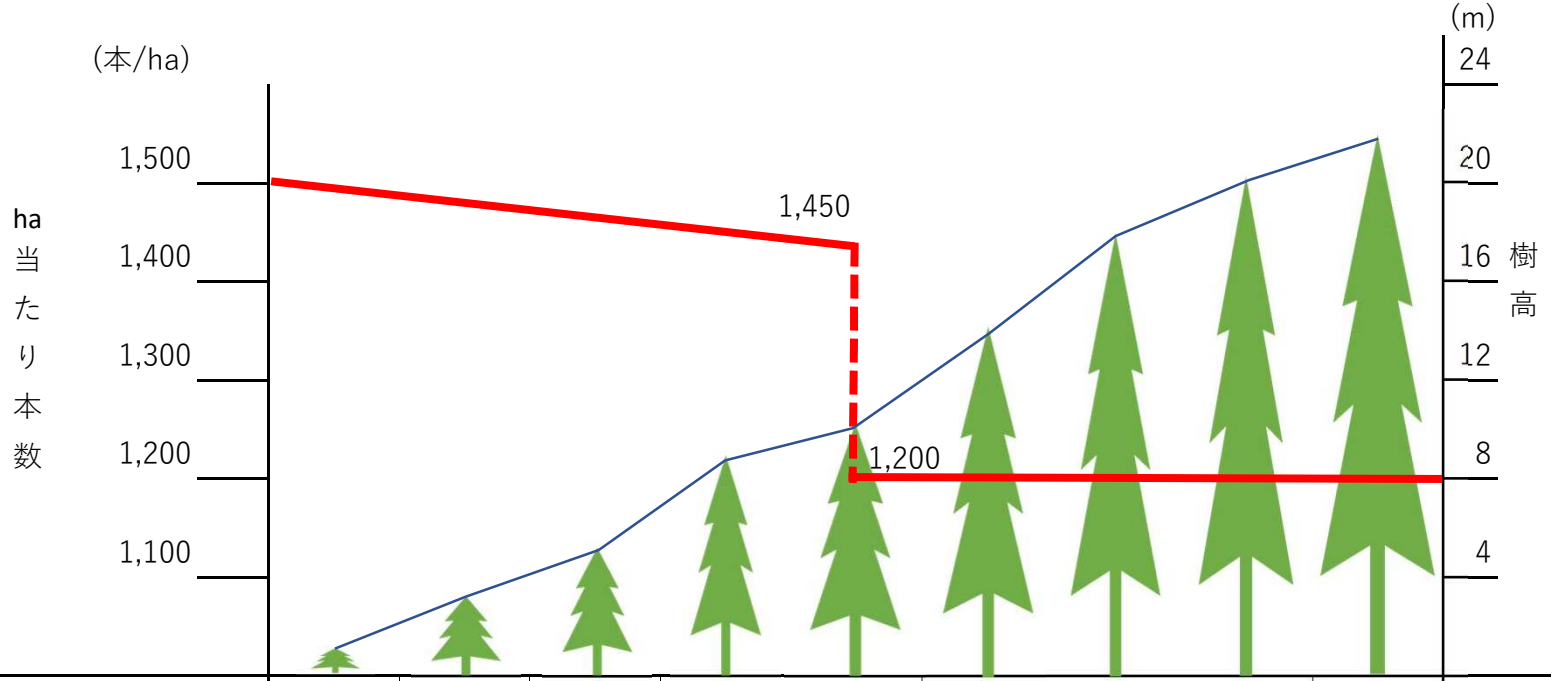

見込み林齢 (年)	2	4	6	8	10	15	20	25	30
平均胸高直径 (cm)	1	4	8	10	12	16	20	24	26
平均樹高 (m)	1	3	5.5	9	10	14	18	20	22
施業内容	下刈				除伐				主伐
	1年目省略可			不用木15～20%					

〇生産目標

林齢：３０年生　　材積：０．５６㎥／本、６７２㎥／ha　　規格：１２cm角×４ｍ×２本

本数：１，２００本／ha　　目標：一般　並材　　１０．５cm角×３ｍ×１本

サガンスギの経営モデル②

施業モデル

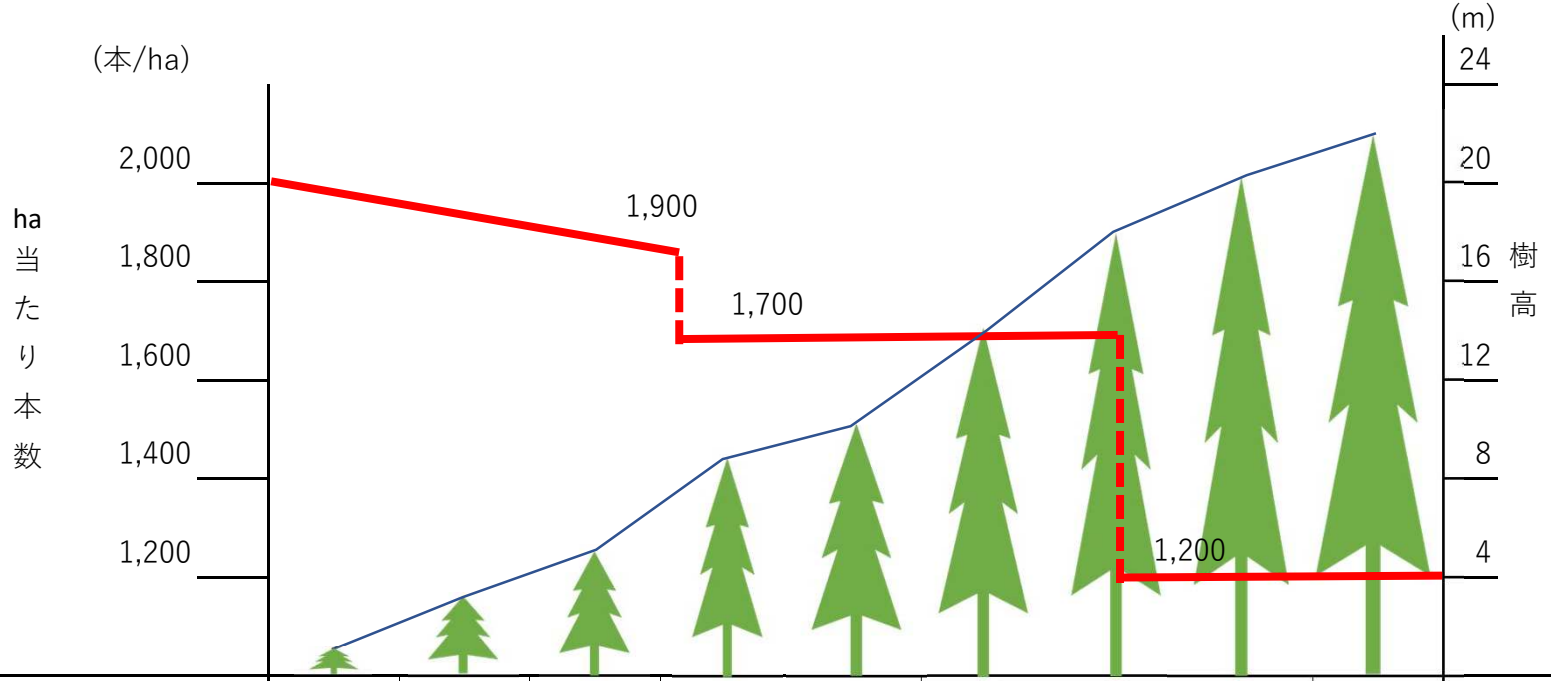

見込み林齢 (年)	2	4	6	8	10	15	20	25	30
平均胸高直径 (cm)	1	4	8	10	12	16	20	24	26
平均樹高 (m)	1	3	5.5	9	10	14	18	20	22
施業内容	下刈		除伐				間伐		主伐
	1年目省略可		不用木10～15%				30%		

○生産目標

林齢：３０年生　　材積：０．５６㎥／本、６７２㎥／ha　　規格：１２cm角×４ｍ×２本

本数：１，２００本／ha　　目標：一般　並材　　１０．５cm角×３ｍ×１本